

公正価値における属性選択の帰結とその理論の展開

陳, 釗
九州大学大学院経済学府 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/1937161>

出版情報 : 経済論究. 161, pp.67-91, 2018-07-27. 九州大学大学院経済学会
バージョン :
権利関係 :

公正価値における属性選択の帰結とその理論の展開*

Why should we adopt the fair value measurement and its essential characteristics.

陳 釗†
Chen Zhao

1 はじめに

本稿の目的は、公正価値という測定属性が選択される要因を検討し、その理論の進化の過程を跡づけるとともに、公正価値の理論的特徴を明らかにすることにある。

会計測定領域においては、これまで様々な測定属性が理論的および実務的に提唱され、その一部は現実に実践化されるに至っている。例えば、1960年代には「時価」として議論された測定属性が、近年、公正価値という名称で一般化されつつあり、伝統的に歴史的原価（取得原価）会計を基礎としてきた会計のフレームワークの中に浸透しつつある。さらに、会計基準の国際的なコンバージェンスが米国財務会計基準審議会（FASB）および国際会計基準審議会（IASB）を中心に急速に進展していく過程で、歴史的原価のもとでの収益費用アプローチから公正価値のもとでの資産負債アプローチへと、会計基準において1つのパラダイム変革が起きたといわれることさえある。こうした状況において、ここに極めて素朴な問いかけとはいえ、なぜ公正価値という測定属性が、会計のフレームワークのなかに取り入れられなければならないのかという問題が提起される。

会計は実務であるから、企業を取り巻く外部環境が変われば、それに伴って会計理論およびそれに基づく測定手段も変わるのとは必然である。それを会計の定義からみれば、経済事象のどのような側面を表現すべきかについての合意は時代により異なっている。例えば、1941年に設置された米国会計士協会（AIA）の会計用語委員会が1953年に公表した『会計用語公報』第1号では、次のように述べられている。会計とは、少なくとも部分的に財務的性質をもつ取引と事象を、意味のあるやり方で貨幣単位によって記録し、分類し、要約するとともに、その結果を解釈する技術である（AIA [1953], para. 9）。こうした「計算システム」として捉える考え方が、1960年代中頃まで支配的だった。

一方、会計を「情報システム」として捉える考え方が正式に提唱されたのは、1966年に米国会計学会（AAA）が公表した『基礎的会計理論に関する報告書』（A Statement of Basic Accounting Theory: ASOBAT）においてである。ASOBATは、会計を、情報の利用者が事情に精通して判断や意思決定を行うことができるように、経済的情報を識別し、測定し、伝達するプロセスであると定義した（AAA [1966], p.1; 訳2頁）。かかる定義を会計用語公報のそれと比較すると、会計の内部過程（記録、分類、要約）から外部過程（経済的意思決定）へと強調点が移行していることが分かるであろう。

* 本稿の作成にあたっては、大石桂一教授（九州大学）から有意義なご助言を数多く頂いた。ここに記して、御礼申し上げます。また、本稿における誤謬は全て筆者の責に帰するものである。

† 九州大学大学院経済学府博士後期課程

したがって、公正価値測定の進展という問題を検討する第 1 の視点として、経済環境の変化（外的要因）に注目する必要がある。すなわち、現行の会計は歴史的な原価と公正価値との混合属性会計であるが、そこに至った背景にあるものとして、会計上の関心の置き所が、従来の「産業経済」から、近年では「金融経済」を前提とする理論に向けて大きな舵を切りつつあるとみるのである。経済環境の変化は、デリバティブや債券の流動化などの取引の増大、価格・市場・為替リスクの存在による金融財の多様化、ひいては企業活動の国際化および会計基準の国際的なコンバージェンスを招き、その結果として、会計ディスクロージャーや会計測定における公正価値による評価の必要性が求められていると考えることができる。

また、経済の発展においては、しばしば、1929年の大恐慌、1980年代のS&L危機や2008年の金融危機といった極端な環境の変化が生じる。こうした経済環境の極端な変化は会計測定理論に多大な影響を与えてきたが、他方で、それは会計測定属性選択の効果を検証する手がかりともなる。すなわち、極端な経済環境の試練に耐えられた測定属性は、良好な安定性と広範な適用性を持っているものとみなされ、そうでなければ、改善する必要があると考えられる。このような思考のもとで、本稿では、極端な経済環境に直面した際の公正価値測定 of 進展を検証する。

一般に理論を構築する場合、ある特定の「目的」が設定され、それに基づき「対象—手段—結果」という一連の組み合わせによって整合的に体系づけられたときに、精緻な理論体系を持った理論が構築されたといえることができる（古賀 [2014], 878頁）。つまり、一定の目的を指定しなければ、その目的を達成するための手段を導くことは不可能であると考えられる。

会計は、一定の目的観をもって会計事実のインプットを行い、選択可能な複数の手続きの中から、当該目的に照らして最適なものを選択し、それによって会計事実を会計数値へと変換する過程である（浦崎 [2011], 395頁）。しかしながら、時代によって会計行為の目的指向は同一ではないから、その目的を達成するために必要とされる手段も絶対不変のものではない。したがって、本稿では、会計目的の変化（内的要因）を第 2 の視点として、公正価値という測定属性について、その選択要因および発展の過程を跡づける。

本稿は、次の 3 つの部分から構成されている。第 1 に、会計測定に公正価値が導入され、拡大されてきている要因は何かという問題の検討にあたって、企業経営を取り巻く経済的環境の変化を取りあげ、その変化が会計測定システムに及ぼす影響およびそれに伴う測定属性の変化を明らかにする。第 2 に、米国の会計理論および会計基準における会計目的が、1930年代から現在に至るまでどのように変遷していたのかについて、大まかな整理を試みながら、測定属性の変化について丹念に追跡し、その本質を解明する。第 3 は、公正価値概念に関する所説の検討である。公正価値とその測定をめぐる意味について、市場参加者の視点、出口価格の測定目的、および負債の移転という 3 つの立脚点を取りあげ、その理論の特徴を明確にする。

II 経済環境の変化と測定属性の指向

1. 経済構造に対応する測定モデル

会計においては、実体の経済事象という対象物は、主体の支配下にある経済財(economic resource)およびその変動という形で把握される(井尻 [1968], 44頁)。こうした形の測定値に関する変動は、次の2つに分けることができる。すなわち、①フローの結果としてのストックの変動と②フローを伴わないストックの変動である。具体的には①は、企業の生産・販売活動による「価値の流れ」から生み出されるインカム・ゲインであり、②は、金融商品の公正価値による「価値の変動」から生み出されるキャピタル・ゲインである(松本 [2003], 30頁; 高橋 [2008], 45頁)。Tweedie and Whittington [1990]は、会計行為は、企業の経済的実質を写像すべきであると主張している。この見解に従えば、会計は市場経済の経済的実態を反映する測定ルールを選択する必要がある。

このような考え方のもとで武田 [2001] は、上記①を中心とする経済を「プロダクト型市場経済」として捉え、これに対応する会計理論は「原価-実現アプローチ」を基軸とする理論体系として構成された、と主張した(武田 [2001], 4-10頁)。かかる会計理論では、有形財を主たる認識対象とし、資産評価の確実性の視点(測定の信頼性)が重視される。また、利益計算については、受託責任の遂行・利害調整と経営者の業績評価を主要な目的とすることから、分配可能利益(つまり、過去指向的計算)が課題とされる。その場合、利益決定アプローチとして、収益費用アプローチ(取引というフロー重視した計算)に焦点があてられ、資産の評価基準として、歴史的な原価が適用されることとなる(古賀 [2009], 5頁; 浦崎 [2002], 24-25頁)。

これに対して、武田 [2001] は②のような経済を「ファイナンス型市場経済」と呼び、そこにおける会計理論は「時価-実現可能性アプローチ」を基軸とする理論体系として構成された、と主張した(4-10頁)。かかる会計理論では、金融財を主たる認識対象とし、投資意思形成促進の視点(測定の目的適合性)が重視される。さらに利益計算については、その場合、利益決定アプローチとして、資産負債アプローチ¹⁾(価値評価というストック重視した計算)に焦点があてられ、資産の評価基準として、公正価値が適用されることとなる(古賀 [2009], 5頁; 浦崎 [2002], 24-25頁)。

このように、武田 [2001] およびその流れをくむ論者は、会計処理の対象となる財務諸表項目を、事業資産または事業投資と金融資産または金融投資とに区別したうえで、前者に対して収益費用アプローチが適用できるが、後者に対して資産負債アプローチが当てはまると考えている。

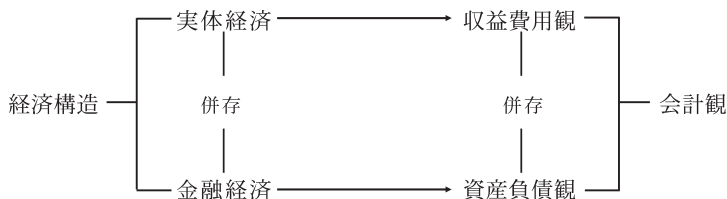
これに対して、石川 [2008] は、実物財(現実資本)と金融財(貸付資本・擬制資本)の相違に着目し、異なる利益計算活動に対して、異なる会計システムを考えるべきとする。同様に、笠井[2005]も、企業の経営活動を、価値生産活動と資本貸与活動の2つのタイプに識別して、それぞれに対応する損益認識・測定方式を提示しており、その根底には測定対象の経済的性質に即した理論構築の思考がみられると指摘している。

1) 資産負債アプローチに関しては、AAA [1957], Moonitz and Sprouse [1961], およびAICPA [1970]などにその萌芽的見解を観察できるが、当該用語を用いて最初に明確な説明を行ったものは、FASB [1976]である。

以上、それぞれの立論には多少の差異もみられるが、経済構造の違いに応じて、異なる利益計上基準や評価基準を割り当てようとする点では共通性が見出される。こうした2つの会計観の関係を解釈すると、図表1のようになる。そこでは併存会計の考え方が示されている。これによって、現在の会計は、収益費用観に基づく会計と資産負債観に基づく会計との混合測定会計システムであるといえることができる。

では、その混合会計測定思想をどう理解すればよいのか。実物経済であれ金融経済であれ、経済基盤の構成部分であるから、両者は排他的な対立関係にはない。そのため、ここでの公正価値会計は取得原価主義会計と対立するものではなく、取得原価主義会計の本質を変質させることなく、その延長線上に部分領域会計としての公正価値会計を包み込んだと解釈される（井上 [2014], 30頁）。辻山 [2018] は、これを拡張された原価主義会計と称している（9頁）。徳賀 [2012] は、上記の測定モデルは、フロー・ベースの伝統的な会計利益モデルの欠点を埋める形で修正・補強が行われている過程にあると捉える混合属性会計である、と解釈することもできると指摘している（152頁）。

図表1 経済構造と会計観との併存関係



出所：筆者作成

2. 経済構造の重点変化への会計の対処

Bedford [1973]は、社会は常に変化するものであって会計的概念もそれに依って変化しなければならないと主張した。今日の経済は、金融経済の側面を有するとされるが、その変貌過程を具体的にみれば、金融技術の進展や情報通信技術の発達により、世界各国においても、金融・資本市場が実体経済を上回る規模で急速に成長していることが分かる。例えば、世界の金融資産残高の推移をみると、1980年から2000年の20年間で急速に伸長し、2012年にはGDP総額の3倍に相当する約200兆ドルの資産残高となった。1996年から2006年の11年間における金融資産残高の成長のペースは9.1%と、同期間の世界の实体经济の名目GDP成長率（年平均）5.7%を大きく上回っている。金融資産残高は、1980年には名目GDPとほぼ同じであったが、2007年には3.5倍へと拡大している（三和 [2012], 87頁）。

現代の市場経済において金融市場と金融産業の重要性や影響力が極度に高まっている現象を「経済の金融化」というが、このような現象は特に1980年代から顕著になったといえる。さらには、経済の金融化のもとでは、経済活動を通して生み出された富は生産手段に投下されるよりも、金融市場に向かい、さらに増殖していくようになっている（三和 [2012], 86-87頁）。これを受けて、金融経済ないし擬制資本の比重がますます高まっているのは明らかであり、武田 [2001] のいう「ファイナンス型市場経済」に移行しているといえる。

こうした状況において、企業の真実な経営成績、財政状態およびキャッシュ・フローの状況はどのようにすれば把握することができるのであろうか。改めて指摘するまでもなく、フローを重視する伝統的な取得原価主義会計では、ますます比重が高まっている金融経済ないし擬制資本を十分に把握するのは難しい。これについて、国際会計基準委員会 (IASB) は、製造業を前提として精緻化された原価実現アプローチに基づく伝統的会計理論は、経済社会の変容とともに理論と実務の両面において金融資産・金融負債の会計処理に対してその妥当性を失っており、伝統的な原価・実現の概念を基礎とする会計測定は金融リスク管理のために利用される金融商品には適合しないと指摘した (IASB [1997], paras.4.9-4.11)。具体的に、伝統的な取得原価主義では、金融の自由化・グローバル化によって顕著になった為替リスク、金利リスク、価格リスク等の減殺を目的としたヘッジ取引は、ヘッジ手段が決済される時点までオフバランスとなるために、ヘッジ取引の有効性が途中の期間において把握できないという問題がある。

その結果、金融資産および金融負債を公正価値で測定することが、企業実態を忠実に表すことができる目的適的な測定属性であるとして、金融商品の公正価値測定の是非が評価基準を巡る焦点となってきた。つまり、経済構成の比重ないしは重点の変化に対応して、ストックを重視する資産負債中心観に基づき測定属性として公正価値を用いることにより、企業の真実な経営成績、財政状態、キャッシュ・フローの状況を包括的に把握することが可能となるのである。このように金融資産に徐々に浸透してきた公正価値が混在する測定基準を取り入れているように見えるが、これはあくまでも経済基盤のもとでより合理的な利益計算を追求した結果であるといえよう。

3. 金融危機と公正価値

(1) S&L危機と公正価値会計への期待

米国の1980年代における貯蓄貸付組合 (S&L) の崩壊による預金保険システムの危機によって、金融システムの再生が喫緊の課題となった。かかるS&L危機は、伝統会計を支えている取得原価主義の信頼性を失墜させ、これに代わる公正価値会計の導入を促した。

S&L危機の要因としては、規制緩和、税法改正、歴史的な高金利、経営者の不正、不動産市場の下落など様々なものがあげられているが (田中健二 [1999], 157頁)、なかでも原価主義会計が採用されていたことがS&L危機を深刻化させた一因とみなされ、強く批判された。例えば、S&Lは、投資有価証券が原価で評価されることを利用して、投資有価証券のうち含み損のあるものは保有し続け、含み益のあるものだけを売却して利益を計上したのである。そうした処理を続けているうちに、S&Lの資産内容は「腐ったバナナ」のように内部からいたみ始めたと言われている (田中弘 [1999], 259頁)。また、取得原価主義に基づく一般に認められた会計原則 (GAAP) による財務諸表では、S&Lへの支援資金がどれだけ必要になるか見積るのが困難だという点も批判された (GAO [1991], pp.20-24)。

その結果として、S&L危機に伴う損失を拡大させたとの認識から、公正価値会計の必要性が主張されるようになってきた。特に証券取引委員会 (SEC) のR. C. Breeden委員長は、1990年9月に連邦議会上院で、取得原価主義の限界を指摘し、投資家および規制当局によって公正価値会計は有用であるとの証言を行った (大石 [2015], 222頁)。

S&L危機による影響を受けて、会計の専門家、SEC、銀行監督当局、そして多くの財務諸表利用者は、これまでの会計基準は不完全で不適切であるという理由から、FASBに対してこの問題を包括的に取り扱うように強く要請した。そこで、1986年にFASBは、金融商品プロジェクトを発足させた。このプロジェクトは、「開示」と「認識・測定」という2つのフェーズに分けて作業が進められた。第1フェーズの成果として1991年に公表された財務会計基準書第7号（SFAS No.107）においては、オン・バランス項目かオフ・バランス項目かにかかわらず、すべての金融商品の公正価値情報の開示（財務諸表本体もしくは脚注）を要請した（FASB [1991], para.7）。このことは、公正価値の目的適合性を強調することによって、開示レベルではあるが財務諸表に公正価値情報を織り込むことを理論化した、ということの意味する。

一方、第2フェーズの成果として公表された『負債および持分証券への特定の投資に関する会計処理』（SFAS No.115）は、有価証券について公正価値情報の注記開示から財務諸表本体における認識・測定へと議論を展開したものと捉えることができる。SFAS No.115においては、有価証券の保有目的別に異なる会計処理を行う「混合属性アプローチ」が採用されている。そのうち、売買目的の有価証券については、公正価値で測定され、その結果生じる評価差額は当期純利益に計上されることとなった。

このように、S&L危機を契機として公正価値によって測定すべき金融商品の範囲の問題は顕在化した。また、SFAS No.115公表の時点においては、FASBは、明示的にすべての金融商品を公正価値で測定することを表明してはいなかったが、金融負債へも公正価値測定の範囲を拡大することによって何らかの解決策が与えられると期待されていたと考えられる（川村 [2014], 49頁）。さらには、これ以後の金融商品に関する会計基準の議論に焦点を当ててみると、公正価値の導入は、S&L危機に対応する手段にとどまらず、金融商品の全体に拡大する動きが出てきた。例えば、IASBの討議資料『金融資産および金融負債の会計処理』（IASB [1997]）、FASBの予備見解『金融商品および特定の関連する資産と負債の公正価値での報告』（FASB [1999]）、およびジョイント・ワーキング・グループ（JWG）のドラフト基準『金融商品および類似項目』（JWG [2000]）において、金融商品の全面公正価値測定を巡る議論が活発化してきた。

混合測属性会計のもとでは、上記の金融商品のすべてを公正価値評価するという考え方は、辻山 [2015] が指摘するように、投資成果に着目したフローモデルにおける利益計算の整合性を追求すると資産負債の評価の一部に公正価値評価が混じったハイブリッドなものになるのに対し、逆に資産負債の評価に着目したストックモデルの整合性を追求するとフローモデルからみた利益計算とは異質の利益が利益計算の中に混在するハイブリッドなものになる（23頁）。

（2）リーマン・ショックと公正価値への批判

2008年9月、米国大手投資銀行であるリーマン・ブラザーズの経営破綻を契機として起こった信用収縮は、その後、世界金融危機と呼ばれるまでに拡大した。世界金融危機に至った背景には、証券化およびデリバティブ等の普及、過度なレバレッジ運用や証券化自体を指すビジネスモデルの濫用が指摘される。そうしたなか、金融危機の深刻化に伴って、流動性の欠如や景気循環増幅効果の観点か

ら、公正価値測定にサブプライム危機の責任があるとする主張もみられるようになった (Ryan [2008], pp.1607, 1633; 草野 [2010], 1 頁)。一方、今回の金融危機において公正価値はさほど大きな役割を果たしておらず、金融危機は公正価値が引き起こしたものではないといった、Barthを代表とする研究者の主張もある。公正価値は金融危機の誘因であるか、あるいは危機を深刻化させた要因であるか否かについて、論争はまだ続いている。ただ、いずれにせよ、リーマン・ブラザーズ問題の起点となった証券化商品の公正価値評価モデルの限界が露呈したことは確実である。

近年、公正価値測定を支える環境は確かに整ってきている。資本市場が発展し、資本の流動性が増していることから、市場価格が入手できるケースが増えたからである。とはいえ、流動性が必ずしも高くなく、直接的に市場価格が入手し得ない場合には、何らかのモデルを援用しなければならないという公正価値測定の問題点ないし限界が、世界金融危機では浮き彫りにされた。

リーマン・ブラザーズの経営破綻当時、公正価値測定に関する会計基準は、FASBが2006年に公表したSFAS No.157のみであった。公表時のSFAS No.157には、市場流動性が著しく低下した場合の公正価値測定の取扱いが明記されていなかったため、FASBは2008年10月にスタッフ意見書 (FASB Staff Position : FSP) FAS157-3および2009年4月に (FSP) FAS157-4を公表することで緊急対応を図っていた。これらの意見書の趣旨は、公正価値測定にかかる階層構造の硬直的適用を戒めるものであった。具体的に、公正価値の算定に当たって、市場流動性が枯渇する場合には観察された市場価格ではなく、観察不可能なインプットにより算定することを認めた。例えば、当該資産にかかる売買活動の量とレベルが著しく減少した場合には、入手可能な価格は、時間によってまたは市場参加者において大きく異なる。また、価格が最新のものではなく、観察可能なインプットが目的適合なものなくなるため、重大な調整が必要となるであろう。かくしてFASBは、市場流動性が著しく低下した場合には、公正価値を推定することに重大な困難があることを認め、公正価値の階層構造について見直しを行ったのである。

金融危機へのFASBとIASBの対応を巡っては多くの批判が出され、また公正価値会計が持つ景気循環増幅効果に関する懸念が示された。これは、景気拡大時には公正価値会計は金融商品の価値上昇により、バランスシートを企業実態より良く見せ、必要以上の投資誘因となるが、反対に景気後退期には逆の効果が生じ、投資意欲を必要以上に萎えさせるという指摘である (西川 [2010], 25頁)。このような景気循環増幅効果を緩和するために、当時のG 7の金融監督機関からなる金融安定化フォーラム (FSF) は、2009年4月に『金融システムの景気循環増幅効果の検討に関する金融安定化フォーラム報告書』(FSF [2009])を公表し、FASBとIASBは、公正価値モデル、期待損失利益モデル、そして動的引当金も含め、幅広い利用可能な信用情報を含む貸倒損失の認識・測定する代替的アプローチを分析することによって発生損失モデルを再考すべきであると勧告した (FSF [2009], pp.4, 20)。

実際に世界金融危機が顕在化する前に、IASBは2008年3月に討議資料『金融商品の報告における複雑性の低減』(IASB [2008])²⁾を公表した。この討議資料では、金融商品会計の最重要課題として複雑性の解消が挙げられていた。具体的には、金融商品の測定方法が数多く存在することを指摘したう

2) FASBでも、IASBとの共同資料ではないが、同時期にこの討議資料を添付資料とするコメント募集を行っている。

えで、その長期的解決策として、すべての金融商品に公正価値会計を導入することをIASBは提案した。すなわち、単一の測定属性は公正価値会計とし、公正価値の変動損益を純損益に計上することで複雑性は大幅に緩和するほか、財務情報の理解可能性や比較可能性が高まると主張されたのである。

しかしながら、世界金融危機以降の2009年7月に金融危機諮問グループ (FCAG) は、『金融危機諮問グループ報告書』(FCAG [2009])を公表し、概念的かつまたは実務的理由のために、損益を通じた全面公正価値モデルよりも、単純化した混合属性モデルが望ましいと指摘した(FCAG [2009], p.5)。

このように、2008年金融危機を契機として、金融商品プロジェクトは、全面公正価値会計導入から、混合属性モデルの維持へと方針が大きく転換された。さらには、今回の世界金融危機を受けて、各国にはわかたに公正価値測定(の部分的)凍結を打ち出した。これを一時避難的な措置と割り切ることができるか否かは定かではないが、少なくともいえることは、それまでFASBとIASBが推進してきた全面公正価値会計を巡る議論を鈍化させて、公正価値オプションを金融商品の全面公正価値への暫定的段階と捉えたということである。

III 会計目的の変遷と測定属性の指向

1. 単一測定属性支配地位の形成

20世紀初頭の米国会計の特徴は、主に債権者保護を中心とする貸借対照表重視の財産計算体系であったが、第一次世界大戦後の米国企業は、旺盛な需要に応えるべく企業の規模拡大に伴う事業資金を、銀行借入の短期資金から株式や社債のような長期資金に依存するようになり始めていたため、投資家保護の損益計算書重視の思想が芽生えてきた(安藤 [2007], 199頁;伊藤 [2010], 55頁)。そして1929年の株価大暴落に端を発する大恐慌によって甚大な被害を被ったのは、一般の投資家であり、これを契機として、会計は債権者保護から投資家保護へ転換したと一般に理解されている。このように、近代会計理論は、1930年代に、債権者保護の会計(財産計算の体系)から投資家保護の会計(損益計算の体系)の転換によって確立された(Paton and Littleton [1940], pp.9-11;笠井 [2009], 551頁)。

この影響を受けて、企業の受託責任および投資者と債権者の利害調整が重視されるようになった。ここでは、処分可能利益を計算することが求められ、計算の確実性と客観性的証拠に基づいて利益計算をするために、取得原価会計を採ったとされている(伊藤[2011], 147頁)。その後、Gilman [1939]³⁾、Paton and Littleton [1940]、Littleton [1953]⁴⁾、Ijiri [1967]⁵⁾などの学者が取得原価会計の論理を展開していくに従って、取得原価会計が近代会計理論の主潮として漸進的に形成されてきた。おそら

3) Gilman [1939]によれば、会計は3つの会計慣行から成り立っており、それは(1)企業実体 (entity)、(2)貨幣的評価 (valuation)、(3)会計期間 (accounting period) である。これは会計機構の基礎にあるものであり、現在、会計公準と言われているものである。

4) Littleton [1953]において、Littletonが主張する取得原価会計の理論は、方法論としての帰納法と取得原価のもつ客観性である。その場合、帰納法と客観性は一体であり、さらには、客観性が帰納法の前提条件となる。

5) Ijiri [1967]において、会計現象を一貫して会計責任のもとに還元して捉える。すなわち、すべての取引が記録されるという会計実務から帰納的に会計責任を導出し、その評価として業績測定を導き、業績測定を支える記録手続として、測定値の硬度、取得原価による評価、そして複式簿記による記録関連付けて導き出す。

く、このうちで近代会計理論および会計制度の形成ならびに発展に多大な影響を与えたものは、Paton and Littleton [1940] による『会社会計基準序説』(*An Introduction To Corporate Accounting Standards*) である。

伝統的な会計のパラダイムをもっともよく代表した『会社会計基準序説』は、収益と費用の定義が資産の増減に基づくことを確認しつつ、企業活動において取得された用役と供与された用役の対応(努力と成果)を、収益や費用だけでなく資産や負債の認識を含めた会計システムに基礎に据えていた(斎藤[2013], 378頁)。それゆえ、会計の主たる目的は、費用と収益を対応させる組織的なプロセスを通じて、期間利益を算定することである、とされたのである(Paton and Littleton [1940], p.123)。

こうした期間利益の計算により、ミクロ的には投資者をはじめとした利害関係者に対する情報提供によって利害調整が行われ、マクロ的には正しい資源配分が行われることになる。このような目的に適う利益を計算するためには、経営者が実際に行った投資と投資から実際に回収されたものを比較する必要がある。そして、これを比較するために経営者が持ち出した道具立てが、測定された対価⁶⁾、原価の凝着性⁷⁾、努力と成果⁸⁾、検証力ある客観的な証拠⁹⁾といった諸基礎概念である(万代[2011], 344頁)。

これらの基礎概念の下で、測定対象に投下資金としての原価が選択され、それゆえ、測定属性として歴史的な原価が導かれる。また、『会社会計基準序説』において、特に利益計算に関する実現主義の根底には、取引の完了による金額の確実性を重視する考え方が存在する。これから得られた会計情報の質的特性については、その質的特性を真実性と信頼性に求める見方がある(興津[1996], 4頁; 山口[2011], 65頁)。『会社会計基準序説』は、検証可能かつ客観的な証拠によって、測定値の正確性や真実性を裏付けることができるという意味において、会計情報は信頼できると説明する。

2. 多元的測定属性の試み

会計の目的観に関する議論は、1960年代後半に大きな転換を迎えることになった。その契機となったのが、アメリカ会計学会によるASOBAT (AAA [1966]) の公表である。ASOBATでは、会計の目的は利用者の経済的意思決定に有用な情報を提供することであると定義され、かかる会計目的により、従来の利益計算にみられた利害調整機能という会計手続き中心の目的から、利用者指向の会計目的へと、その方向・役割が変化した。

Whittington [1983] によると、こうした利用者指向への動きは2つの帰結をもたらしたとされる。すなわち、第1の帰結は、会計情報は利用者の意思決定に関連するものでなければならないという見解が導き出されていることである。さらに、意思決定は現在行われるものであり、過去ではなく現在

6) 測定された対価とは、企業活動は他企業との交換取引によって成り立っているため、会計はこれらの交換を数量的に表現しなければならず、会計の基本的な対象は交換活動によって測定された対価であるという仮定である。

7) 原価の凝着性とは、材料から製品に至る製造過程に伴って、材料費、労務費等の諸原価が仕掛品原価や製品原価に凝集していくという仮定である。

8) 努力と成果は、努力と企業成果を測定し、利益を決定するために、それらの指標として費用と収益とを期間的に対応させ、利益を算定するという仮定である。

9) 検証力のある客観的な証拠は、事実を打ち立てるのに尽力するような性質を備えた証拠であり、客観的な証拠とは、非個人的でその当事者の根拠なき意見または希望と対照的に最も関係の深い当事者にとって外的な証拠である。

もしくは将来に関係を持つものであるから、取得原価を評価基準とすることの欠点が指摘され、現在市場価額ないしは将来の見通しに関する評価に基づく価値が好まれるようになった。第2の帰結は、財務諸表の利用者と利用目的は多様であり、その各々が異なる情報要求をもっているという認識がもたらされたことである (Whittington [1983]; 訳29-30頁)。

このような会計思考を受けて、より有用な情報を提供するために会計測定システムはいかにあるべきかが模索されてきた。具体的にASOBATは、歴史的原価の検証可能性に関する優位性および時価(入口価格)¹⁰⁾の目的適合性に関する優位性をそれぞれ認めただうえで (ASOBAT [1966], p.30; 訳46頁), 単一の測定属性によるばかりでなく、歴史的原価と時価を併記した「多元的情報」(multi-valued information) を提供せよという勧告を行っている (ASOBAT [1966], p.30-32; 訳45-48頁)。この勧告を実施するためにASOBATで付録として提示された財務諸表の例示によれば、同一資産・負債・資本の各項目につき、二欄を設け、歴史的原価と時価を二者択一的に使用するのではなく、両者を併記することによって、会計情報の意思決定有用性を改善しようとした。なお、ASOBATは、意思決定有用性アプローチを提唱したうえで、「潜在的会計情報を評価するための基準」として、目的適合性、検証可能性、不偏性、数量化可能性という4つの「会計情報基準」を提示している (ASOBAT [1966], p.8; 訳12-13頁)。

こうした多元的報告書の理論的意義については議論が分かれるところではあるが、それは、時価の導入が企図されていたものと一般に見なされている。これ以降、利益計算の目的によって会計情報がアウトプットされ、単一属性のもとで多目的に利用される伝統会計は、有用な会計情報を生み出すための測定にあてはまらないと批判されるようになり、多元的属性測定の本幕が開かれたのである。

3. 多元的測定属性から公正価値への収斂

ASOBATの公表以来、会計理論の展開においても、会計基準の設定においても、意思決定有用性によって方向づけが行われるようになった。そして、意思決定に有用な会計情報とはどのような情報であるのか、これによる財務報告の目的をいかに達成するか、ということに関して議論が展開されてきた。

意思決定有用性を重視する会計思考は、1970年に米国公認会計士協会 (AICPA) の会計原則審議会 (APB) から公表されたステートメント第4号『企業の財務諸表の基礎をなす基本概念と会計原則』 (APBステートメントNo.4) や、1973年に同じくAICPAより公表された『財務諸表の目的に関する報告書』 (通称トゥルーブラッド報告) に承継された。

APBステートメントNo.4では、財務諸表の基本目的は、財務諸表の利用者 (特に所有者と債権者) が経済的意思決定を行ううえで有用な、企業に関する計数的な財務情報を提供することであると声明している (AICPA [1970], para.73; 訳42頁)。1973年のトゥルーブラッド報告では、この見解を踏襲したうえで、財務諸表の基本目的を、経済的意思決定の役に立つ情報を提供することであると規定した (AICPA [1973], p.13; 訳7-8頁)。かかる目的を達成するための会計情報の質的特性として、トウ

10) この時価とは、入口価格が意味されている。このことは、勧告した時価基準は経済主体の財貨および契約の中に表された用役を再調達するための原価である (AAA [1966], p.47) と述べられていることから明らかにした。

ループラッド報告においてもAPBステートメントNo.4と同様に、「目的適合性」が最重要の質的特性と位置づけられたうえで、「信頼性」が初めて挙げられた¹¹⁾。しかも、トゥループラッド報告は、単一性属性の排他的使用によって財務諸表の目的を最も適切に達成させることはできないとして、異なる種類の資産と負債には多元的属性測定が望ましいと結論づけている(AICPA [1973], p.41; 訳55頁)。この結論によって、情報利用者の情報ニーズを満たす望ましい測定のあり方として、歴史的原価(historical cost)、出口価値(exit value)、再調達原価(current replacement cost)、および割引キャッシュ・フロー(discounted cash flows)という4つの測定属性に基づく「複数測定基準の組合せ」が提案されている(AICPA [1973], p.42; 訳55頁)。

もっとも、このような「複数測定基準の組合せ」の具体的なあり方について、何ら規範的な判断および指針は提示されていない。言い換えれば、トゥループラッド報告が会計規制上の最高規範の価値とみなしているのは、伝統な真実利益計算ではなく、情報の意思決定有用性であり、かかる観点から「複数測定基準の組合せ」に基づく測定の提案がなされているのである。かかる意味において、この会計の考え方は、目的指向の会計思考として特徴づけることができるのである。

このように、情報の意思決定有用性の改善に寄与する点で、ASOBATにおける多元的報告の提案と、トゥループラッド報告における「複数測定基準の組合せ」に基づく測定の提案は、軌を一にしているといえる。

その後、目的指向の会計思考がより徹底されたのが、FASBが公表した概念フレームワークである。1978年の財務会計概念書(SFAC)第1号『営利企業の財務報告の目的』(SFAC No.1)では、財務報告の目的は、経営的および経済的意思決定を行うにあたり有用な情報を提供することであり(FASB [1978], para.33; 訳25頁)、いいかえると、現在及び将来の投資者、債権者及びその他の情報利用者が、合理的な投資、与信およびこれに類似する意思決定を行うのに有用な情報を提供しなければならない(FASB [1978], para.34; 訳26頁)と規定されている。その中で、意思決定に影響を及ぼし得る有用な情報は、当該企業が受領するであろう将来の正味キャッシュ・インフローの金額、時期およびその不確実性をあらかじめ評価するのに役立つ情報であると述べている(FASB [1978], para.37; 訳28頁)。すなわち、情報の有用性は、将来の正味キャッシュ・インフローの金額、時期および不確実性の評価、より端的にいえば、情報利用者による将来予測に焦点を当てた概念であることを明らかにしているのである。

このように、SFAC No.1は、従来の会計における資産、負債、持分、費用、収益、利益、損失の測定による情報を、将来のキャッシュ・フローの予測を可能にする予測目的に見合う情報として位置付けている。換言すれば、財務諸表の要素に将来に対する視点を導入する理論になっている。

たとえ測定属性については直接触れられていなくても、そこで示されている議論およびそれと平行して行われている測定属性に関わる議論は、将来の方向性を示していると考えられている。このこと

11) APBステートメント第4号では、目的適合性、理解可能性、検証可能性、中立性適時性、比較可能性および完全性の7項目が、会計情報を有用なものとする質的目的として挙げられている(AICPA [1970], paras.73, 87-94; 訳42, 46-48頁)。これに対して、トゥループラッド報告では、目的適合性、重要性、実質優先性、信頼性、不偏性、比較可能性、首尾一貫性および理解可能性、の8つが財務諸表および他の報告書において利用者のニーズを満たすために情報が有すべき質的特性として挙げられている(AICPA [1973], p.57-60; 訳73-79頁)。

は、1984年に公表されたSFAC No.5『営利企業の財務諸表における認識と測定』からも明らかである。SFAC No.5は、「現在、財務諸表において報告される項目は、異なる属性によって測定されており、それはその項目の性質ならびに測定される属性の目的適合性及び信頼性に左右される。FASBは、今後も引き続き異なる属性を用いる予定である」(FASB [1984], para.66; 訳241頁)とした上で、歴史的原価(実際現金受領額)(historical cost)以外にも、現在原価(current cost)、現在市場価値(current market value)、正味実現可能(決済)価値(net realizable (settlement) value)及び将来キャッシュ・フローの現在(または割引)価値(present (or discounted) value of future cash flows)の5つを測定属性として挙げている(FASB [1984], para.67; 訳241-242)。しかし、SFAC No.5でも、どのような場合にどのような測定属性を使用すべきかに関する指針を示しておらず、「帰納法」によって実務面から帰納して混合測定モデルに基づいて5種類の測定属性を並列的に列挙しているにすぎない。

このうち、歴史的原価が原初認識時以後の再測定に適用されないことを除けば、歴史的原価、現在原価、および現在市場価値は、SFAC No.5の測定面の延長線上に位置づけられる2000年公表のSFAC No.7『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報及び現在価値の使用』で提案した公正価値の概念、すなわち、「市場参加者が独立した当事者間による現在の取引において、資産(または負債)に購入(または負担)または売却(または弁済)を行う場合の金額」(FASB [2000], para.24-a; 訳431頁)と矛盾しない。なぜなら、原初認識時においては、支払われまた受け取られた現金または現金と同等物の金額(歴史的原価または実際現金受領額)は、反証のない限り、通常、公正価値の近似値であると考えられているからである(FASB [2000], para.7; 訳424頁)。

これに対して、杉本 [1991] によれば、歴史的原価は、経済財の取得時点における価値を表していると思なされる市場価格であるとされる(杉本 [1991], 74頁)。現在原価および現在市場価値は測定時点の市場価格であるから、いずれも公正価値に当てはまるのである(FASB [2000], para.7; 訳424頁)。したがって、Stevenson [2007]は、SFAC No.5においては公正価値測定が想定されていると指摘する(Stevenson [2007], p.142)。

残りの将来キャッシュ・フローの現在価値と正味実現可能価値は、貨幣の時間価値を考慮するか(現在価値)、考慮しないか(正味実現可能価値)という点によって区別されるとされている(FASB [1976], para.390; 訳285頁)。正味実現可能価値は、企業の資産を代替的な用途に振り向けることによる潜在的な収益を見積ろうとするすべての利用者にとって価値があると指摘されているにもかかわらず(Whittington [1983], p.119)、SFAC No.7における公正価値の定義に合致しないので、公正価値には該当しないと考えられる(FASB [2000], para.7; 訳424頁)。

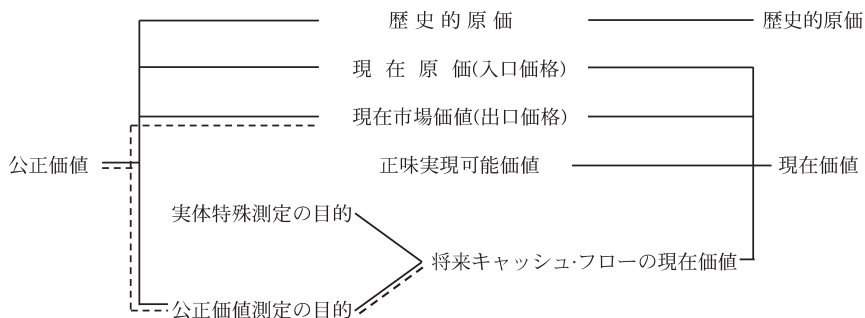
また、SFAC No.5では、将来キャッシュ・フローの現在価値という測定属性は、歴史的原価、現在原価、もしくは現在市場価値を用いて測定された後に適用しうる償却原価法(利息法)であると述べられている(FASB [2000], para.6; 訳424頁)。つまり、SFAC No.5においては、現在価値は会計的配分方法の一手段として記述されにとどまっているのである(徳田 [2001], 110頁)。その後、1997年に公表されたSFACの公開草案『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報の利用』(FASB [1997])では、現在価値を用いることによって測定されるべき資産・負債の属性として、当該資産・負債の公正価値測定または実体特殊測定(entity-specific measurement)の見積もりが挙げられていた。すな

わち、現在価値測定の見積りとして、公正価値の見積りや実体特殊測定の見積りという2つの目的が提示されていたのである。

公正価値測定も実体特殊測定も将来キャッシュ・フローの現在価値であるという点では同じであるが、将来キャッシュ・フローの見積りや割引率の選択に誰の期待が反映されるかという点では大きな相違がある。流動市場で成立する価格である公正価値は、市場参加者が最終的に合意した値であるため、将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性についての市場参加者の加重平均的な期待が反映される。これに対して、実体特殊測定は資産の使用から得られる将来キャッシュ・フローを測定時点の割引率で割引いた現在価値であり、この将来キャッシュ・フローについての期待は経営者によってなされる（徳賀 [2012], 151頁）。このような実体特殊測定は、当初認識またはフレッシュ・スタートにあたって公正価値よりも目的適合な情報を提供する状況を識別できなかった（FASB [1999], para.108）との理由から、SFAC No.7においては、実体特殊測定が排除され、現在価値測定に基づく会計測定目的が、公正価値の見積りへ一本化されることになったのである。したがって、SFAC No.7の公表時点から、会計上の測定属性に基本的なシフトがみられ、測定属性としての適性が公正価値に与えられたとみなされている（Stevenson [2007], p.136；山口 [2009], 295頁）。

以上の議論を踏まえて、SFAC No.7で提示された公正価値と他の測定属性との関係をまとめると、図表2（実線）のようになる。さらに、このSFAC No.7に基づいて包括的で具体的な個別会計基準として、FASBは2006年にSFAS No.157を公表した。SFAS No.157では、企業の将来キャッシュ・フローの予測に役立つものとして、出口価格が公正価値とされた。すなわち、公正価値は、資産または負債にとっての主たる市場において成立する出口価格を意味する。こうした新たな提案に基づいて公正価値と他の測定属性との関係を、整理すると図表2（点線）のようになる。

図表2 公正価値と他の測定属性との関係



出所：筆者作成

4. 公正価値に対する「壁」の解消

FASBは、概念フレームワーク・プロジェクトの一環として1978年にSFAC No.1を公表してから2000年のSFAC No.7の公表まで、一連の概念フレームワークを作成してきた。その後、会計基準の国際的な収斂に向けた動きにも呼応する形で、概念フレームワークの国際的な収斂およびその内容の時

代に合わせた改訂を目的として、FASBは2004年にIASBと共同で、既存の概念フレームワークを統合・改善するためのプロジェクトを開始した。そして、この共同プロジェクトでは、段階を分けて作業を進めるアプローチが採用され、その第1段階の成果として、FASBは2010年9月に『財務報告のための概念フレームワーク「第1章：一般目的財務報告の目的」および「第3章：有用な財務情報の質的特徴」』（SFAC No.8もしくはIASB [2010]）をSFAC No.1と SFAC No.2に差し替える形で公表した。したがって、アメリカのFASBにおける企業の会計にかかわる現在の概念フレームワークは、SFAC No.5からSFAC No.8までの4つの文書（FASB [1984], [1985], [2000], [2010]）から構成されていることになる。

概念フレームワークに関するFASBとIASBの共同プロジェクトは、8つの段階に分けられていたが、第1段階の成果を公表した直後に作業を中断することとなった。中断の理由は、それぞれのアジェンダにある他のプロジェクトに集中するためとされている。それゆえにFASBとIASBの共同プロジェクトは、第1段階の成果をもたらしただけで頓挫し、概念フレームワークの改訂作業は中途半端な状態に置かれることとなった。

SFAC No.8では、一般目的財務報告の目的を、現在及び潜在的な投資者、与信者及びその他の債権者が、企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業に関する財務情報を提供することである（FASB [2010], para.OB2）としているように、財務報告の目的については、投資家の意思決定に焦点を合わせた従来の観点を承継しながら、広い範囲の利用者を対象に、エンティティーそのもの（所有者ではなく）の視点がうたわれている（斎藤 [2013], 118頁）。他方、質的特性については、目的適合性(relevance)と忠実な表現(faithful representation)の2つがあげられている（FASB [2010], para.QC5）。とりわけ重要なことは、このなかでも忠実な表現が、従来のFASBおよびIASBの概念フレームワークのいずれにおいても主要な一支柱であった信頼性(reliability)に代わる属性として位置づけられていることである。信頼性を排除して、忠実な表現でそれに代替させることは、トレード・オフを忌避することを意味し、その結果として測定属性については公正価値への傾斜を強めることになるという指摘がある（大石 [2011], 463頁）。

質的特性に関するトレード・オフ関係については、ASOBATでは、目的適合性と検証可能性のトレード・オフ関係が強調され、このトレード・オフを解消する具体的試みとして歴史的原価情報と時価情報による「多元的情報」の導入が提唱されていた。SFAC No.2では、目的適合性と信頼性はトレード・オフの関係にあるとされた。そして、この2つの特性間でトレード・オフを行うことが必要な場合もあり、またそれが有効な場合もある（FASB [1980], para.42；訳83頁）。ここでは、目的適合性と信頼性のどちらか一方が完全になくならない程度のトレード・オフを推奨している。具体的には、目的適合性に重心が移動すれば主観性が強まり、時価主義的傾向が強まるのであり、信頼性に重心が傾けば客観性が強まり、歴史的原価主義的傾向が強まることになるのである（津守 [2002], 233頁；椛田 [2016], 94頁）。かかる意味で測定属性の選択においては目的適合性と信頼性のトレード・オフ関係が、多元的属性の選択可能性を保証していたのである。

しかし、SFAC No.8では、そのようなトレード・オフの関係はないと考えられている。この点について米山 [2014] は、次のように解説している。

目的適合性の観点から「財務報告に反映させるべき経済事象」が決められる。次いで報告すべきと判断された経済事象について、想定可能な認識・測定手法の中から「当該事象を最も忠実に表現しているもの」が選ばれることとなる。目的適合的な事象を報告対象とすることは「既定の方針」とされているから、これに続く「何が最も忠実な表現か」の検討過程で、忠実な表現の観点から報告対象に含めるべきではない、と判断される項目が生じる余地は残されていない。こうしたから、SFAC No. 8では、2つの基本的な質的特性間にトレード・オフの関係が生じることは想定されていないように見える（米山 [2014], 89頁）。

これらのことを換言すれば、有用な財務情報を識別する適用プロセスを視座として、忠実な表現という基本的な質的特性は、表示しようとする事象の対象範囲を決定するための指標にはなりえず、単に測定属性の選択のための指標となるに過ぎないと考えられる。そしてその場合、目的適合性を重視することで、測定属性として公正価値が選択される可能性を高めるといえる。

他方、SFAC No.8では、検証可能性を忠実な表現から分離し、補強的な質的特性に含めたことで、その位置づけは後方に押し下げられ、見積・予測要素を含んだ情報の有用性が優先されている¹²⁾。このことは、現在の財務諸表において増大している公正価値測定による将来の予測・見積が、有用な財務情報の質的特徴を有しているものとして概念レベルで保証されることを意味する（志賀 [2011], 289頁）。これは、測定値の検証可能性・正確性の点で制約を持つ公正価値拡大に向けて大きな門戸を開くものである。

このように概念フレームワークは、1970年代からほぼ40年近く続いてきた意思決定会計と受託責任会計、資産負債中心観と収益費用中心観、包括利益と純利益、公正価値会計と取得原価主義会計との併存状態を解消し、前者すなわち意思決定会計、資産負債中心観、包括利益、公正価値への一元化を図ろうとする改善作業が行われている（津守 [2012], 18頁）。

上記の基準改定や新設にあたっては、明示的にしろ（例えば目的適合性の重視）、黙示的にしろ（例えば検証可能性の軽視）、2つの会計観が排他的な対立関係にあり、前者を廃止して後者を受け入れるという収益費用観から資産負債観への転換が強調されている。徳賀 [2012] は、このような状況は、信頼性の問題から現状はやむなく混合属性モデルを採用しているのであり、純資産価値モデルへのパラダイム転換のプロセスにある、と解釈することもできると指摘している（152頁）。

IV 公正価値測定とその理論特徴

1. 公正価値概念の変遷と統一

今日、FASBとIASBは、会計基準の設定において歴史原価から離れて公正価値へ傾斜する傾向を強

12) SFAC No.8では、検証可能性は、忠実な表現に含められると、検証可能性に欠けるような情報を除外する結果を招くという指摘があった。なぜなら、目的適合的な情報の提供において非常に重要な将来見積数値（たとえば、期待キャッシュ・フロー、耐用年数および残存価額）の多くが、直接的に検証できないからである。しかし、それらの見積数値についての情報を除外すれば、財務報告の有用性が大きく失われることになるという意見にFASBは同意し、検証可能性を、非常に望ましいが必ずしも要求されない補強的な質的特性として再配置した（FASB [2010], para. BC 3.36）として、直接的に検証できない財務報告への将来の見積の導入を優先づけている。

めている。すでに明らかにしたように、経済環境の変化および会計目的の転換からして、これは当然のことであるともいえよう。しかしながら、公正価値の概念については、過去から現在に至るまで一定ではなかった。

例えば、FASBのSFAS No.107は、ここでの公正価値とは、金融商品が強制的または清算による売却以外の自発的当事者間の経常的取引において交換されうる価格であると定義している (FASB [1991], para.5)。また、SFAC No.7は、公正価値を、市場参加者が独立した当事者間による現在の取引において、資産（または負債）の購入（または負担）または売却（または弁済）を行う場合の金額と定義している (FASB [2000], para.24-a)。

これに対して、IASCによる1982年公表の国際会計基準第16号 (IAS No.16) 『有形固定資産』 (IASC [1982]) では、公正価値について次のような説明がみられる。すなわち、公正価値とは、取引の知識を有する自発的な買主と売主との間で、独立第三者間取引条件により、資産が交換される金額とされる (IASC [1982], para.6)。また、IASBによる2003年改訂のIAS No.39号においては、公正価値を、取引の知識のある自発的な当事者間の中で、独立第三者取引により、資産が交換され、または負債が決済される金額と定義している (IASB [2003], para.9)。

このような状況の下で、これまで分散していた公正価値に関する指針を統一し、統合的な単一の基準を制定することを目的として、FASBは2006年にSFAS No.157 (現在はTopics820) を公表した。そして、これを受けてIASBは、FASBと共同で2011年に国際財務報告基準第13号 (IFRS No.13) 『公正価値』 (IASB [2011]) を公表した。そこでは、公正価値は測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格と定義されている (IASB [2011], para.9)。これは、SFAS No.157の公正価値の定義とまったく同じであり、その考え方を完全に引き継いでいる。

上記の公正価値概念の変遷を跡づけたとき、その変化の動向は、図表3のように明確にすることができる。さらには、IFRS No.13で述べられている公正価値の概念は、紆余曲折を経ながらも、理論的に精緻化が進められている。

図表3 公正価値概念の変化の動向

構成要素	発展の動向	
測定対象	資 産	→ 資産と負債
取引主体	当事者	→ 市場参加者
時 点	取引日	→ 測 定 日
価 格	入口価格と出口価格	→ 出 口 価 格

出所：筆者作成

2. IFRS No.13における公正価値の特徴

(1) 市場参加者の視点

IFRS No.13において公正価値は、市場参加者の視点から市場における価値を表すものである。市場

参加者とは、当該資産または負債についての主要な（あるいは最も有利な）市場における買手および売手のうち、互いに独立しており、専門の知識を有しており、取引の執行能力があり、かつ取引を自発的に行う意思があるという4つの要件を有する者が想定されている（IASB [2011], BC56）。

古賀 [2000] によれば、公正価値は、大きく市場価値（客観価値）の側面と使用価値（主観価値）の側面の2つに区分される（古賀 [2000], 105頁）。前者は、市場価格のメカニズムから導出された市場価格または市場の予測を基礎として公正価値を算定する方法である。後者は、経営者の仮定と判断に基づいて導出された将来キャッシュ・フローの現在価値を基礎として公正価値を算定する方法である。かかる現在価値は、企業固有の価値と考えられている。市場が完全・完備であれば、市場価値はすべての価値関連情報を反映するので市場価値と使用価値は等しくなると考えられる（Barth and Landsman [1995], p.99）。ただし、完全・完備市場を想定することは現実的ではないため、市場価値と使用価値とは異なる。

以上の公正価値の2つの側面を踏まえると、IFRS No.13において「市場参加者」という用語が果たす効果は2つある。

1つ目は、公正価値を市場に依拠した価格にする。市場参加者の条件から、公正価値は強制的な資産の売却あるいは負債の移転ではなく、公正価値は市場参加者間の秩序ある取引における価格であると考えられる。したがって、公正価値は市場の価格決定のメカニズムに依拠した価格である。

2つ目は、公正価値を決定するのは、企業ではなく市場参加者であることが明らかになる。資産または負債の公正価値は、市場参加者が資産または負債の価格付けを行う際に用いるであろう仮定に基づいて決定されなければならない（IASB [2011], para.BC55）。つまり、その測定値は、資産または負債を保有する企業の意図を反映したものではなく、市場参加者が利用するであろう価格に基づいて決定されることになる。

それゆえ、一部の資産および負債については、観察可能な市場取引または市場情報が利用可能ではない場合には、その代替値として、市場参加者の用いる諸仮定を前提とした測定を行う。このような意味で、公正価値会計は、実際の取引や企業固有の測定ではなく、仮想的な市場の（数値）情報を重視したもの（仮想的市場計算ベース）であるという特徴が見られる（岩崎 [2011], 99頁）。

(2) 出口価格の測定目的

一般に公正価値の適用形態は、資産または負債の市場における交換において成立する価格という市場価値を具体化したものであり、入口時価（現在原価）と出口時価（現在市場価値）の両方の意味を含んでいる。

入口時価による会計システムを主張した会計理論としてEdwards and Bell [1961] の学説を挙げることができる。Edwards and Bell [1961] の学説は、理論の中心が経営利益に概念にあり、その利益計算のための会計システムとして、入口時価による会計システムを提唱するものである。彼らの学説は、原価情報と時価情報（入口価格）をともに含む形での多元評価報告書の導入を提案したASOBATへと継承されている。ASOBATでは、原価と時価という情報に加えて、一般物価指数の変動による購買力の維持も考慮に入れていた。それゆえ、その内容は、Edwards and Bell [1961] が提唱した現在原価

を踏襲したものといえよう。

これに対して、Sterling [1979] は出口時価による会計システムを主張する。具体的に、Sterling [1979] は、個々の資産を評価することにより、財の集合体として企業を捉える観点から会計を考えている。このような考え方によって、会計は資産の評価を行うものであるという、財務諸表重視の会計観になる。このような会計観で要請されるのは、出口時価を重視した会計システムである。

Sterling [1979] は、ほとんどの経済的意思決定モデルでは、キャッシュ・フローの予測をして、そのキャッシュ・フローの割引現在価値と必要犠牲とを比較することが要求されると述べている (Sterling [1979], p.104; 訳151頁)。具体的に未所有資産を取得する意思決定においては、当該投資の犠牲である入口時価と、当該投資によってもたらされるキャッシュ・フローの割引現在価値とを比較する。入口時価より、現在価値が大きい時に、取得の意思決定が行われる。一方、所有資産の継続に関わる意思決定では、犠牲である当該資産の出口時価と、当該資産の現在価値とが比較される。出口時価が現在価値より大きい時には、売却の意思決定が行われる。逆に現在価値が大きい時に、資産は所有される (Sterling [1979], p.100-101; 訳147-148頁)。以上、意思決定モデルの検討から、目的適合性の条件を満たす基準は、入口時価、現在価値および出口時価であることが分かった。しかし、Sterlingは、入口時価と現在価値は評価基準として目的に適合してないとしている。

Sterling [1979] は、入口時価が評価基準として適格的でない理由を、所有資産の入口時価は、(それは出口時価によって売却しなければならない)その資産にとっては適合性を持たないし、(それら資産をすでに所有してしまっているのだから)その購入にとっても適合性を持たないと指摘している (Sterling [1979], p.124; 訳182頁)。一方、現在価値の目的適合性については、人々が抱く私的予測はその人自身にとって適合性を持つが、他人から与えられる公的な予測は適合性を持たないという理由から、現在価値を否定している (Sterling [1979], p.139; 訳198頁)。したがって、最終的にSterlingは出口時価による会計システムを主張するのである。

IFRS No.13において公正価値として出口価格を採用した理由について、IASBは、資産または負債の出口価格には、測定日において資産を保有したまたは負債を負っている市場参加者の視点からの、当該資産または負債に関連するキャッシュ・インフローおよびキャッシュ・アウトフローに対する現在の期待が具体化されていると結論を下したと記述している (IASB [2011], para. BC39)。すなわち、出口価格は、資産と負債の定義に合致し、経済便益の流入と流出に関する現在の市場ベースの期待を反映しているものであり、公正価値の定義に適切だと判断されているのである。

この点について、上野 [2011] は、「企業会計において資産とは企業が現に所有しているものを指示しており、資産の出口価格は現に所有している資産の測定額であり、経済便益を生み出す市場参加者の能力を考慮するものとして、資産の測定に理論的に適合するものである。同様に負債とは企業が現に負っているものを指示しており、負債の出口価格は現に負っている負債の測定額であり、経済便益の犠牲をもたらす市場参加者の負担を考慮するものとして、負債の測定に理論的に適合するものである」(上野 [2011], 25頁)と指摘している。資産を所有しているか否かという観点から出口価格を主張するSterling [1979] は、上野 [2011] の観点と軌を一にしている。

また、資産・負債を公正価値で測定するにあたり、IFRS No.13はSFAS No.157と同様に、市場の

流動性に応じて、公正価値の階層構造（fair value hierarchy）の考えにしたがって、公正価値の算定に用いられるインプットを市場の観察可能により、観察可能なインプットと観察不能なインプットとに分類している。なお、IFRS No.13は、公正価値の測定および開示の首尾一貫性と比較可能性の視点から、インプットに基づいて公正価値を階層構造化した上で、レベル1インプットを最優先とし、次いでレベル2インプット、レベル3インプットは最劣とする適用順位を定めている。各レベルの内容は次のようである。

図表4 評価技法への入力数値（インプット）

レベル1	測定日に企業が入手できる、活発な市場における同一資産または負債に関する公表価格
	資産または負債について直接（価格として）または間接的（価格から算出して）に観察可能となる、レベル1に含まれる公表価格以外のインプット
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> i 活発な市場における類似の資産または負債に関する公表価格 ii 活発ではない市場における同一または類似の資産または負債に関する公表価格 iii 当該資産または負債に関する相場価格以外の観察可能なインプット
レベル3	資産または負債について観察できないインプット

出所：(IASB [2011], paras.76-86) を参照して筆者作成

さらには、観察可能な価格がない場合には、企業は公正価値を他の評価技法を用いて測定するが、その評価技法は、関連する観察可能なインプットの使用を最大限に、観察不能なインプットの使用を最小限とする必要がある。IFRS No.13は、広く一般に使用されているアプローチ（マーケット・アプローチ¹³⁾、コスト・アプローチ¹⁴⁾、インカム・アプローチ¹⁵⁾）を提示しており、これらは原則として、継続的に適用しなければならない（IASB [2011], para.B5-11）。

既述したように、2008年の世界金融危機を招いた一因として、公正価値測定にかかわる基準の不備、特に公正価値測定にかかる階層構造を硬直的に適用したことが批判された。そこでIFRS No.13は、観察可能なインプットである相場価格が存在する場合でも、それが秩序ある取引から得られた値でなければ、自己のデータをもとに当該相場価格に調整を加えて、他の参考指標に対してウエイト付けを低くすることを通じて、レベル3インプットの使用を認めることとした。

このように、状況に応じてレベル3インプットの弾力的な使用を認めるIFRS No.13は、将来的に世界金融危機と同様な経済事象が生じた場合でも、会計基準として措置済みという点で評価できると考えられている（吉田 [2016], 140頁）。

13) 同一又は比較可能な資産、負債又は資産及び負債のグループに関連した市場取引によって生み出された価格及びその他の関連する情報を使用する評価技法（IASB [2011], para.B5）。

14) 資産の用役能力を再調達するために現在必要となる金額（現在再調達原価）を反映する評価技法（IASB [2011], para.B8, 9）。

15) 将来の金額（例えば、キャッシュ・フロー又は収益及び費用）を単一の現在の金額に変換（割引）する評価技法（IASB [2011], paras.B10-11）。

(3) 負債の移転

金融負債および非金融負債の公正価値測定を行うに当たっては、公正価値の定義により、測定日に市場参加者に移転されると仮定する。そして、さらにその移転に関する仮定を突き詰めれば、以下のような特徴が付与される。

① 自己の信用リスク反映の明確化

IFRS No.13では、負債の公正価値には、不履行リスクの影響を反映することが規定されている。そして、不履行リスクの定義には、不履行リスクとは「企業が債務を履行しないというリスクであるとした上で、報告企業の自己の信用リスクがこれに含まれる」と明記している。このように、IFRS No.13では、不履行リスクという用語を用いているが、その中核には、自己の信用リスクがあることが明確にされている (IASB [2011], para.BC92)。

IFRS No.13が公表される以前の基準、例えば、IAS No.39とIFRS No.9においては信用リスク一般に言及されており、自己の信用リスクには具体的に言及されていない。また、自己信用リスクを、従来、公正価値の定義における決済の概念を用いて、負債の公正価値にどのように反映すべきかについては、さまざまな解釈があった。その結果、負債の公正価値を測定する際に、自己の信用リスクを考慮に入れていた企業もあれば、入れていない企業もあった。したがって、IASBは、IFRS No.13において、負債の公正価値は、企業の自己信用リスクを含むことを明確化することにした (IASB [2011], para.BC92)。

負債の評価に不履行リスクを含めることに関しては、多くの関係者が反対した。これは、金融危機の時に顕現化した自己の信用リスクの低下に起因して負債の評価益を計上するという直観に反する結果への懸念によっている。しかし、IASBは、不履行リスクが含まれないと公正価値は真の公正価値ではなくなるという理由から、これらの懸念を受け入れなかった。

このようにFASBとIASBは負債についても市場理論を重視する方向性にあり、不履行リスクが含まれることについても肯定的である。

② 不履行リスク不変の仮定

公正価値は、出口価格（負債を移転するために支払う価格）として定義されているが、そこでは負債の移転前後で自己信用リスクを含む不履行リスクが変わらないという仮定が置かれている (IASB [2011], para.42)。

これは、負債の譲渡人である当初に負債を負った企業とそれを引き受ける譲受人である市場参加者との信用度が同一であるという意味であり、通常、このようなことが起こる可能性は極めて低い。しかし、この仮定を置くことによって、負債の移転が起る場合には、譲渡人と譲受人の信用度の違いが譲渡価格に反映されること（すなわち、その結果、譲渡人と譲受人の信用度は同一となるように調整されること）を公正価値の測定に反映できること、及び義務を引き継ぐ企業の信用度を特定しない場合には、譲受人に特徴に関する仮定の置き方によっては、異なる公正価値が測定されてしまうことになることを回避できるため、不履行リスクは負債の移転の前後において同一であるという仮定が必要

とされると説明されている (IASB [2011], para. BC94)。

V おわりに

本稿では「経済環境の変化」と「会計目的の変化」という2つの視点から、公正価値という測定属性に関する選択の要因および進化の過程について考察を行った。検討の結果、概ね次の事柄が明らかにされた。

第1に、「経済環境の変化」という外的要因の分析により、現在の会計は取得原価会計に属する会計測定対象と、公正価値会計に属する会計測定対象が併存しており、混合測定会計となっていることが明らかになった。この混合的な評価の合理性については、思想的な深みを持つ理論として、武田[2001]、石川[2008]、および笠井[2005]は、実物経済と金融経済との違いを前提として、経済実態に応じた会計観・会計システムの適用を唱えており、併存会計の合理的な説明を示している。この考え方に基けば、資産負債アプローチは、伝統的な会計パラダイムの枠組みにおいて補完的に機能すると捉えることができる。

また、市場経済が金融資本、あるいは、グローバル資本主義に移行した1980年代以後、金利・為替の自由化、企業活動の国際化による為替リスクに対処するため、リスク・ヘッジのためのデリバティブ取引の導入とともに、公正価値測定が求められるように経済状況が変化してきた。市場経済が金融資本主義にシフトするにしたがって、それに適合する公正価値の構築が必要になってきたのである。さらに、1980年代のS&L危機は、伝統会計を支える取得原価主義会計の信頼性を失墜させ、これに代わる公正価値の導入を促した。これ以後、公正価値導入の議論が金融商品全体に拡大する動きが出てきた。

しかしながら、公正価値の理論の構築は、必ずしも順調に進んだとはいえない。2008年の金融危機を分水嶺に、金融商品プロジェクトは全面公正価値会計導入から、混合属性モデルの維持へと方針が大きく転換された。その結果、FASBとIASBは、公正価値オプションを金融商品の全面公正価値への暫定的段階と捉えるようになった。

第2に、「会計目的の変化」という内的要因の分析により、公正価値が選択される要因と発展の方向が明らかとなった。アメリカにおいて、1929年の大恐慌後、根拠のない時価評価を規制し、確実性と客観性を備えた財務情報を提供する手段として、歴史的な原価会計が注目された。そうした中、Paton and Littletonは1940年に『会社会計基準序説』を公表し、損益計算の目的から原価主義会計が制度的にも採用された。

その後、アメリカにおける会計の理論的潮流は、ASOBATの公表を境に、損益計算から情報提供への目的転換を遂げた。それは、FASBによる本格的変革の時代の前期前衛的な会計学革新の時代といえるものである。会計情報の意思決定有用性を改善するために、ASOBATは、歴史的な原価情報と時価情報を併記した「多元的情報」の導入を提案していた。このような意思決定有用性を重視する会計思考は、APBステートメントNo.4およびトゥルーブラッド報告でさらに醸成された。この時期を過ぎると、いよいよFASB時代へと舵が切られることになる。

こうした変革の渦の中で、FASBは、「概念フレームワーク」を制定した。「概念フレームワーク」で重要なのは、情報利用者の意思決定に役立つ会計を、その中核に置いていることである。そしてFASBは、この意思決定に有用な情報として、個々の資産や負債は、いかなる測定属性によって測定されなければならないのかを、会計情報の質的特性に照らすことで、常に検討してきた。SFAC No.2は、目的の適合性と信頼性を基本的質的特徴として挙げ、両特徴間のトレード・オフ関係が、SFAC No.5における多元的属性の選択可能性を保証するものと考えられた。

FASBでは、財務報告の目的は情報利用者の意思決定に適合な情報の提供であるとされるが、その情報とは、企業に流入が予想される正味キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性を評価するのに助けとなる情報であるとされ、まさに会計測定における公正価値、なかんずく現在価値が重要な機能を担って登場することとなるのである。また、SFAC No.7においては、現在価値測定に基づく会計測定目的が、公正価値の見積へと一本化されことによって、多元的属性測定から公正価値へと収斂した。それを受けて、SFAC No.8では、信頼性を忠実な表現に置き換え、検証可能性を補強的な特性としたが、その過程は、質的特性の改定の根底に存在する資産負債観の徹底や公正価値の導入といった、FASBとIASBの狙いをより浮き彫りにしている。これを背景とする会計の変革は、収益費用アプローチから、資産負債アプローチへの転換と捉えることができる。

ここでの混合測定モデルは、前述した併存会計、すなわち伝統的な会計パラダイムの中で資産負債アプローチが補完的な役割を果たすものとしてではなく、旧モデルから新モデルにパラダイム転換を目指すプロセスの途中の状態であると解釈されることになる。つまり、徳賀 [2012] のいう「純粋型資産負債観」へのパラダイム転換を目指しているが、公正価値会計が採用されない領域について一部取得原価会計に基づく会計処理が残されているため、それはパラダイム転換の過渡期を指しているということになる。以上のように、経済構造の変化と会計の目的の変化から析出した混合属性会計の2つの解釈は、利益観の指向と密接な関係を示しているため、この点についての議論は別稿で詳しく展開したい。

本稿の最後に、公正価値の概念とその特徴を考察した。SFAS No.157とIFRS No.13は、これまで分散していた公正価値を統一させるものである。その定義で重要なのは、公正価値が市場参加者の仮定に基づいていること、仮想な取引による出口価格に基づいていること、負債の測定にあたり不履行リスク（自己信用リスクを含む）が考慮されることである。

この中で特に注意を払うべき点は、自己信用リスクの変動も公正価値の変動に含めることが求められていることである。なぜなら、公正価値の変動の一部として自己信用リスクの変動を含める場合、負債の信用度が悪化すると評価益が認識され、信用度が改善すると評価損が認識されることになるからである。このような事態は不合理な帰結であり、財務諸表の利用者にミスリードを与える可能性があるという指摘も多かった。では、なぜ、FASBやIASBはこのような批判を無視して、負債を公正価値で測定するのだろうか。この点についても別稿で考察を進めることとしたい。

参 考 文 献

AAA [1966], A Statement of Basic Accounting Theory, AIA. (飯野利夫訳 [1969] 『アメリカ会計学会—基礎的会計

- 理論』国元書房)。
- AIA [1953], Accounting Terminology Bulletins No.1- Review and Resume, p.9. (渡辺進・上村久雄共訳 [1959] 『アメリカ公認会計士協会・会計研究公報・会計用語公報』神戸大学経済経営研究所)。
- AICPA [1970], APB Statement No.4, Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises, APB Accounting Principles, *Original Pronouncements as of June 30, 1973*, Vol.2, Commerce Clearing House, Inc. (川口順一訳 [1973] 『アメリカ公認会計士協会 企業会計原則』同文館出版)。
- AICPA [1973], Report of the Study Group on Objectives of Financial Statements, Objectives of Financial Statements, AICPA. (川口順一訳 [1976] 『アメリカ公認会計士協会財務諸表の目的』同文館出版)。
- Barth, M. E. and W. R. Landsman [1995], Fundamental Issues Related to Using Fair Value Accounting for Financial Reporting, *Accounting Horizons*, Vol.9(4), pp.97-107.
- Bedford, N. M. [1973], Extensions in Accounting Disclosure, Prentice-Hall. (武田隆二監訳, 原田満範訳 [1980] 『会計ディスクロージャーの拡張』東洋経済新報社)。
- Edwards, E. O. and P. W. Bell [1961], The Theory and Measurement of Business Income, Berkeley and Los Angeles, *University of California Press*. (中西寅雄監修, 伏見多美・藤森三男訳 [1964] 『意思決定と利潤計算』日本生産性本部)。
- FASB [1978], Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.1, Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002] 『FASB財務会計の諸概念 <増補版>』中央経済社)。
- FASB [1980], Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.2, Qualitative Characteristics of Accounting Information, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002] 『FASB財務会計の諸概念 <増補版>』中央経済社)。
- FASB [1984], Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.5, Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002] 『FASB財務会計の諸概念 <増補版>』中央経済社)。
- FASB [1985], Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.6, Elements of Financial Statements, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002] 『FASB財務会計の諸概念 <増補版>』中央経済社)。
- FASB [1991], Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.107, Disclosures about Fair Value of Financial Instruments, FASB.
- FASB [1993], Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.115, Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities, FASB.
- FASB [1997], Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Concepts, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements, FASB.
- FASB [1999], Exposure Draft (Revised), Proposed Statement of Financial Accounting Concepts, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements, FASB.
- FASB [2000], Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.7, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002] 『FASB財務会計の諸概念 <増補版>』中央経済社)。
- FASB [2006], Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.157, Fair Value Measurements, FASB.
- FASB [2008], FASB Staff Position, No.157-3, Determining the Fair Value of a Financial Asset When the Market for That Asset Is Not Active, FASB.
- FASB [2009], FASB Staff Position, No.157-4, Determining Fair Value When the Volume and Level of Activity for the Asset or Liability Have Significantly Decreased and Identifying Transactions that are Not Orderly, FASB.
- FASB [2010], Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.8, Chapter1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information, FASB.
- FCAG [2009], Financial Crisis Advisory Group, Report of the Financial Crisis Advisory Group, FCAG.
- FSF [2009], Financial Stability Forum (FSF), Report of the Financial Stability Forum on Addressing Procy-

- clicity in the Financial System.
- GAO [1991], Failed Bank: Accounting and Auditing Reforms Urgently Needed, GAO/AMFD, pp.91-43.
- Gilman, S. [1939], *Accounting Concepts of Profit*, The Ronald Press Company. (久野光朗訳 [1965]『ギルマン会計学』同文館)。
- Ijiri, Y. [1967], *The Foundations of Accounting Measurement: A Mathematical, Economic, and Behavioral Inquiry*, Prentice-Hall.
- IASB [2003], International Accounting Standards (IAS) No.39 (revised), Financial Instruments: Recognition and Measurement, IASB.
- IASB [2008], Discussion Paper, Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments, IASB.
- IASB [2010], International Financial Reporting Standard (IFRS) No.9, Financial Instruments, IASB.
- IASB [2011], International Financial Reporting Standards (IFRS) No.13, Fair Value Measurement, IASB.
- IASC [1982], International Accounting Standard (IAS) No.16, Accounting for Property, Plant and Equipment, IASC.
- IASC [1989], Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements, IASC.
- IASC [1997], Discussion Paper, Accounting for Financial Assets and Liabilities, IASC.
- JWG [2000], Financial Instruments and Similar Items, An Invitation to Comment on the JWG's Draft Standard, Joint Working Group of Standard-Setters.
- Littleton, A. C. [1953], *Structure of Accounting Theory*, American Accounting Association. (大塚俊郎訳 [1955]『会計理論の構造』東洋経済新報社)。
- Paton, W. A. and A. C. Littleton [1940], *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association Monograph No.3 (中島省吾訳 [1958]『会社会計基準序説 改訳』森山書店)。
- Sterling, R. R. [1979], *Toward a Science of Accounting*, Scholars Book Company. (塩原一郎訳 [1995]『科学的会計の理論』税務経理協会)。
- Ryan, S. G. [2008], Accounting in and for the Subprime Crisis, *The Accounting Review* Vol.83, No.6, pp.1605-1638.
- Stevenson, K. M. [2007], Fair Value: The Right Measurement Basis? *The Routledge Companion to Fair Value and Financial Reporting*, pp.132-149.
- SEC [2008], Report and Recommendations Pursuant to Section No.133 of the Emergency Economic Stabilization Act of 2008: Study on Mark-To-Market Accounting, SEC.
- Tweedie, D. and G. Whittington [1990], Financial reporting: Current Problems and Their Implications for Systematic Reform. *Accounting and Business Research*, Vol.21, No.81, pp.87-102.
- Whittington, G. [1983], *Inflation Accounting: An Introduction to the Debate*, Cambridge University Press. (辻山栄子訳 [2003]『会計測定の基礎—インフレーション・アカウンティング』中央経済社)。
- 石川純治 [2008]『変貌する現代会計—その形と方向』日本評論社。
- 伊藤徳正 [2011]『ベドフォードの会計思想史』成文堂。
- 岩崎勇 [2011]「IFRS導入と公正価値の拡大」『経済学研究』第78巻2・3合併号, 93-120頁。
- 井上良二 [2014]『新版財務会計論 (改訂版)』税務経理協会。
- 井尻雄士 [1968]『会計測定の基礎』東洋経済新報社。
- 上野清貴 [2011]「公正価値概念の展開とその理論」『企業会計』第62巻第9号, 18-27頁。
- 浦崎直浩 [2002]『公正価値会計』森山書店。
- 浦崎直浩 [2011]「公正価値」斎藤静樹・徳賀芳弘『企業会計の基礎概念 (体系現代会計学第1巻)』中央経済社, 363-392頁。
- 大石桂一 [2011]「会計基準」斎藤静樹・徳賀芳弘『企業会計の基礎概念 (体系現代会計学第1巻)』中央経済社, 435-472頁。
- 大石桂一 [2015]『会計規制の研究』中央経済社。
- 興津裕康 [1996]「検討課題としての財務会計のフレームワーク」『企業会計』48巻1号, 4-10頁。

- 笠井昭次 [2005] 『現代会計論』慶応義塾大学出版社。
- 笠井昭次 [2009] 『現代日本会計学説批判—評価論に関する類型論的検討III』慶応義塾大学出版社。
- 川村義則 [2014] 「アメリカにおける展開」北村敬子編『財務報告における公正価値測定』中央経済社、29-57頁。
- 梶田龍三 [2016] 「概念フレームワークにおける質的特徴—制度的補完性理論と忠実な表現概念の関係—」『IFRSの概念フレームワークについて—最終研究報告—』国際会計研究学会研究グループ、88-98頁。
- 草野真樹 [2010] 「金融資産の減損処理を巡る動向とその特徴」日本銀行金融研究所。
- 古賀智敏 [2000] 『価値創造会計学』税務経理協会。
- 古賀智敏 [2009] 『財務会計のイノベーション』中央経済社。
- 古賀智敏 [2014] 「財務会計の概念フレームワークと2つの会計目的観：ステュワードシップ会計と意思決定有用性会計の相剋と相互交渉」『同志社商学』第65巻第6号、877-892頁。
- 高橋和幸 [2008] 『会計情報伝達論』創成社。
- 武田隆二 [2001] 「会計学認識の基点」『企業会計』第53巻第1号、4-10頁。
- 田中健二 [1999] 『時価会計入門』中央経済社。
- 田中弘 [1999] 『時価主義を考える』中央経済社。
- 津守常弘 [2002] 『会計基準形成の理論』森山書店。
- 津守常弘 [2012] 「現代会計のメタ理論的省察」『企業会計』第64巻第8号、17-30頁。
- 徳賀芳弘 [2012] 「会計基準における混合会計モデルの検討」『金融研究』31巻3号、日本銀行金融研究所、141-203頁。
- 徳田行延 [2001] 「混合属性測定モデルと現在価値測定—SFAC7号『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報と現在価値の使用』を中心として—」『立教経済学研究』第55巻第2号、103-118頁。
- 斎藤静樹 [2013] 『会計基準の研究〈増補版〉』中央経済社。
- 三和裕美子 [2015] 「経済の金融化とファンドによる企業支配」日本経営学会編『経営学論集第86集』、千倉書房発行、86-95頁。
- 志賀理 [2011] 「FASB『財務会計概念ステートメント第8号』の本質的意味」『同志社商学』第62巻、280-291頁。
- 杉本典之 [1991] 『会計理論の探究—会計情報システムへの記号論の接近』同文館。
- 辻山栄子 [2015] 「国際財務報告基準 (IFRS) をめぐる理論的課題と展望」辻山栄子編著『IFRSの会計思考—過去・現在そして未来への展望』中央経済社、1-34頁。
- 辻山栄子 [2018] 「現代会計の危機」辻山栄子編著『財務会計の理論と制度』中央経済社、3-22頁。
- 西川郁生 [2010] 「時価評価の論点」『企業会計』第62巻第1号、22-25頁。
- 平松一夫 [1976] 「情報会計における会計測定の正当性」『商学論究』(関西学院大学)、第23巻第4号、81-93頁。
- 松本敏史 [2003] 「収益費用中心観における収益認識」『企業会計』第55巻第11号、30頁。
- 万代勝信 [2011] 「測定属性」斎藤静樹・徳賀芳弘編『企業会計の基礎概念』(体系近代会計学)、中央経済社、335-400頁。
- 山口忠昭 [2004] 「会計上の利益測定に関する諸問題」『生駒経済論叢』(近畿大学)、第2巻第1号、33-48頁。
- 山口忠昭 [2009] 「会計上のカレント・バリューの測定を巡る諸問題」『商経学叢』(近畿大学)、第56巻第2号、293-312頁。
- 山口忠昭 [2011] 「財務報告における公正価値とその測定」『商経学叢』(近畿大学)、第58巻第1号、61-81頁。
- 吉田康英 [2016] 『IFRS9「金融商品」の構図—IAS39置換プロジェクトの評価』同文館。
- 米山正樹 [2014] 「概念フレームワーク—概念フレームワークに関する分析視座」平松一夫・辻山栄子責任編『企業会計の基礎概念 (体系現代会計学第4巻)』中央経済社、85-117頁。